

総社市告示第 8 7 号

総社市高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱（平成 1 7 年総社市告示第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 6 月 3 0 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（助成の対象）</p> <p>第 2 条 助成の対象は、本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者が居住する住宅改造とする。ただし、住宅改造工事中に老人福祉施設等へ入所した場合は、助成対象としない。</p> <p>（1）6 5 歳以上で、介護保険の要介護認定において、要支援又は要介護に該当すると認められた者のうち、肢体不自由等により、日常生活を営むうえで支障があるもの。ただし、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 3 8 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は第 3 9 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当する者とする。</p> <p>（2）略</p> <p>2 略</p>	<p>（助成の対象）</p> <p>第 2 条 助成の対象は、本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者が居住する住宅改造とする。ただし、住宅改造工事中に老人福祉施設等へ入所した場合は、助成対象としない。</p> <p>（1）6 5 歳以上で、介護保険の要介護認定において、要支援又は要介護に該当すると認められた者のうち、肢体不自由等により、日常生活を営むうえで支障があるもの。ただし、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 3 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで又は第 3 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する者とする。</p> <p>（2）略</p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。